要旨

0 激化する戦時下に最高頒曆数が記録された理由として人口増加との関連も考えられるが、それのみで説明しきれな 和一八年に約四九八万部の最高値を記録するが、 (以下、「暦」)以外は編纂・製造・頒布 現在では多様な暦が当たり前のように流通しているが、戦前の暦は政府による統制を受け、官許を受けた「官暦 本稿は、これの時代的背景について問おうとしたものである。 (頒暦)を著しく制限されていた。頒暦数は戦中期に飛躍的に伸長し、 その理由や背景について問われることはなかった。 太平洋戦争 昭

加えて、 前 頒布制度等との関連を確認した後、 0) の 関連を無視して説明できない。 戦時下における頒暦数の伸長は、 国家にとっていかなる意味を持ったかにも迫ろうとした。 祝祭日における国民の動員、 本稿では、 頒布網の整備、 頒布制度面において暦と相即不離の関係にあった神宮大麻(以下、「大麻」)と 植民地における暦法の統 戦前の暦の頒布数の推移を大麻のそれとともに概観し、 頒布の強制、 一といった国家的課題も取り上げることで、暦が戦 そして統一 的時間の徹底という観点から考察した。 戦前の両者の

村育世

下

_

はじめに

では多様な暦が当たり前のように流通しているが、 を対象とし、 語り尽くせるものでないが、 体不明であることから「お化け暦」と称され、多様な需要に 載され、 義で発行され続けたのは、 秘密裡に、 は発禁処分を受けるなど規制を受けた。取締対象であっても 府の認めた暦 以外は編纂・製造・頒布を著しく制限されていた。 は政府による統制を受け、 お日柄の情報 が頒布され、 して官暦を指すこととする 応えて種類も多かった。このように、 現代の日本では年末になると、 需要も高かったからと言われている。これらは、 ときには取締から逃れるため実在しない出版人名 以下、 書店で「高島暦」などと銘打たれた六曜などの (官暦) (暦注) を記載された暦が販売されている。今 断りなき場合、 のみ公的に通行が許され、これら以外 官暦にはない暦注などが豊富に記 官許を受けて頒布された「官暦 本稿では公的に頒布された官暦 神社仏閣で様々な種 戦前については 戦前の暦は官暦のみで つまり政 戦前の暦 「暦」と 類 の暦 正

ず、 外であった。そしてその後も長らく、戦中期の頒暦数の飛躍 うとするものである。 本稿は、 時期の頒曆数の急激な伸長をこれのみでは説明しきれない なことではない。 る戦時下に最高頒暦数が記録されたことを理解するのは単 の一つであろう。 とし、以降を対象とすることがほとんどなかったことも 先行研究が明治改暦前後期という限られた時期を主たる対象 いて問われることはなかった。これは、近代の暦にかかわる 的伸長や昭和一八年に最高値を示したことの理由や背景に に関わる暦の歴史を叙述するなかで頒暦数に触れたにすぎ 文でなく脚注に記したことからも窺えるように、彼らは神宮 しかし西内が明治三三年から昭和三六年までの頒暦概数を本 のみで、 など向けの「本暦」と一般の人々向けの「略本暦」 記録した。当時公許をうけ頒布された暦は、 頒暦数と社会的背景との関連などについては考察の対 この時期に最高頒曆数を記録した背景について問 頒暦数とはこれらの頒布数を合算したものである。 人口の増加率との関連も考えられるが、 しかし考えてみると、太平洋戦争が激化す 主に官衙 の二種 や学校 同

等における関連を確認した後、頒布網の整備、頒布の強制化、とする)のそれとともに概観し、戦前の暦と大麻の頒布制度以下、戦前の頒暦数の推移を、神宮大麻(以下、「大麻」

数

(頒曆数)

は昭和一八年に四、九八二、一八二部の最高値を

西内雅や鈴木義一が指摘しているように、

戦前の

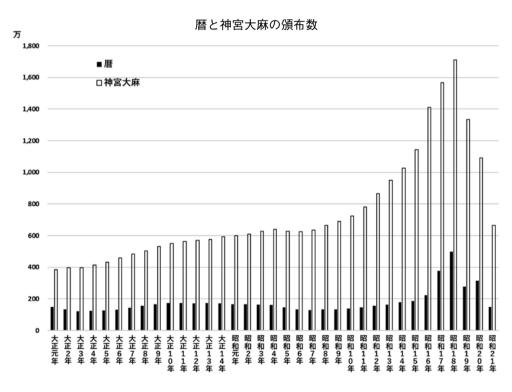
暦

の頒布

そして統 化 植民地における暦法の統一といった、 を理解することは難し けるのでは、 0 係 時下における頒暦数の伸長は、 前 · きたい。 した暦にかかわる国家的課題も取り上げることで、 にあった暦と大麻の関連を無視して説明することはできな 国家にとっていかなる意味を持ったかについても考えて とはいえ暦を単に大麻の従的 的 戦前の暦の頒布が国家的事業であり続けた理由 詩 ?間の徹底化という観点から考察していく。 0 本稿では、祝祭日での国民の動員、 制度面において相即不離 補助的関係にのみ位置 戦中期にとりわけ先鋭 0) 関 戦

、戦前の暦と神宮大麻の頒布

図表は、 に転じ、 数を概観すると、 後緩やかに上昇傾向を示していたが、 数を示したものである。 国内だけでなく外地の頒布数も含まれる。 ているため、ここではそれに補足を加えながら要約したい。 戦 前 0 大正元年から昭和二一年にかけての暦と大麻の頒布 昭和七年に約一二九万部まで落ち込み、その後再度 頒 層数の変遷につい 大正三年の約一二三万部を底として、 大麻については後述するが、い ては、 既に筆者らが別稿でまと 昭和元年から減少傾向 この時期の頒暦 ずれ



渡っていたことになる。

数が約 に対する暦の頒 戸において暦が頒布された。 ると急激に増大し、 緩やかな上昇傾向となり、 一二、一六年に一三二、一七年に二二九となり約二割以 六年の二倍以上にあたる約五〇〇万部を記録した。 四五〇万戸であるから、 布数も公表されているが、 翌一七年には三〇〇万台、 昭和 昭和一八年には、当時の全国 一六年に二〇〇万台を突破す 三割以上の戸に暦が行き 昭 和 一八年には 五. 上の 年に

特権的な頒暦権を失う。 味していることである。 ⁸ れたことを受け、 でであるが、昭和二〇年すなわち昭和二一年暦の頒布までは 暦を頒布した年度である。 度であり、 れ 暦 注意したいのが、「昭和一八年」とは「昭和一八年度」を意 でも慣例的に「年」で表記されたため本稿もそれに従うが、 てい の頒布自由化の直前にあたり、 の頒布を行なった年度で、 る。 の史料の表記にもばらつきがある上、 昭和二〇年とは、 昭和 昭和 一九年とは同様に昭和二〇年暦を頒布した年 翌二一年七月の内務省令第三二号で神宮は 一〇年一二月にGHQから神道指令が その昭和一八年度とは、 以降、 戦中という意味では昭和一九年ま 終戦となり占領下で昭和二一年 昭和一九年暦の頒布数が集計さ 暦は誰でも自由に頒布できる 伊勢神宮による頒暦体制が これまでの 昭 和一 九 研究 年

ている。

でいる。

初の七〇〇万台になると、一六年には七年の二 る。 と急伸した。これは、全国の戸数の少なくとも九割以上に け戦時下の大麻の頒布数は驚異的で、 にした推移を見せる。 頒布数の伸長をみ、 率は暦の方が高いが、暦と大麻は戦争末期の同時期に劇 傾向が見られ、 見られる。大麻のそれは、暦と比較すると早い時期から上 正元年から昭和 麻 七年には一二〇〇万台、一八・一九年には一三〇〇万台 七一一万体を記録した。一六年から一八年にかけての伸 昭和一八年には、暦だけでなく大麻も最高頒布数を記 兀 0 大麻とは、 頒布数の推移も概略すると、 〇〇万台へと躍進し、 一六年には前年の九〇〇万台から一一〇〇万台 全国各地で頒布された神宮の神札である。 昭和七年前後から伸長率が増大し、 一八年までほぼ右肩上がりに頒布数 一八年にピークを迎えている点で軌を一 数値のみではわかりにくい 八年に 昭和五・六年を除いて、 内地のみの頒布数で は 最 高 頒 倍 一〇年に の増 布 以 とり 数 上 的 加 꾖 大 大 0)

る₁₂ 西内は、 も昭和一八年がピークであり、 まで伸長し続けたことを意味する。 づけを考える上で重要なヒントとなる。 少が見られなかったことは、 翌二〇年の元旦に各家庭の神棚に新たに奉納される大麻の頒 布されたことを意味した。そしてより細かく見ると、 した理由として、 布数である。 たように昭和一 いとはいえ微増しており、 地のみの頒布数は、 物不足の戦争末期においてすら内地の大麻の頒布数の減 頒暦数が昭和一八年にピークを迎え、 つまり内地のみに限った大麻の頒布数は終戦 九年の数値は、昭和一九年の年末に頒布され 戦時下の紙の統制を主たる要因と指摘す 昭和一八年と一九年で際だった差は 一九年で最高値を示した。既述し 当時の日本における大麻の位置 戦争最末期に減少に転じた。 他方、 暦は内地の頒布数 翌年から減少 大麻 0

関に管掌され、 0 が 頒 製造) 頒布事務は、 関係があったことを述べた。 布奨励に着目し、 神宮司庁に移されて以降、 筆者は既に、 は、 近代の暦の歴史は近代神社神道史と切り離せな 細かな変遷を経つつも、 明治 麻暦の頒布制度史、 同一の過程を経て全国頒布された。暦と大麻 戦前の暦と大麻には強い関連性があった 五年四月以降神宮司庁、 先の終戦まで、 明治一五年に暦の頒 頒布前儀礼、 大麻のそれと同一 暦の頒布 次いで三三年 政府による 布 0) (およ の機 権 限

> 麻をめぐる状況に着目しながら見ていく。 本が歩を進めた帝国主義期における暦につい 和戦前期、 の強さは、 前の両者の強い関連性を示すものといえる。そしてこの関連 及暦拝受統計表』といった同一史料に拠っていることも、 により公刊された 概観してきた麻暦のそれぞれの頒布数の数値が、 麻暦はセットで言及され頒布奨励を呼びかけられた。 類などでも、大麻に主眼が置かれていたことは否めな 礼においても共に神前に供された。さらには政府による通牒 るまで共有した。 で頒布する者も共通していたため、 神部署と常に同 九月以降新たに設置された神部署、 とりわけ満州事変、 戦前の暦の頒布数に強く影響を与えた。以下、 一の機関によって担われた。また麻暦を各 頒布前に幾度か行なわれる厳かな神道式 『神宮大麻及暦頒布統計表』や 日中戦争、太平洋戦争へと日 全国の頒布網も末端に その後四五年四 て、 神宮神部 同時期の 『神宮大麻 |月に 本稿で 神 昭

頒布網の緊密化と公的性格の強化

昭和二年以降の頒布制度

 $\overline{}$

れなく頒布できる緊密な頒布体制をいかに作り上げるかの試戦前の麻暦の頒布体制の変遷は、いわば全国全ての戸に漏

二年以降の麻暦の頒布制度や体制が、 行錯誤の過程だったと言うことができる。ここではまず昭 なるかに注目して見ていきたい。 以前といかなる点で異 和

制の大幅な改革はなく、終戦時までこの体制が続く。 職会が大日本神祇会へと改称する動きはあるものの、 に関与することが決定した。 昭和二年、 財団法人全国神職会が麻暦の全国頒布に全面 以降、 昭和一六年七月に全国神 頒布体 的

署には奏任官待遇の主事が支署長などとして置かれることに その後終戦時まで続くとはいえ、各地で実際に頒布に従事す 事者によって配られることとなる。 により麻暦が製造、各地に移送され、その地で実際に頒布従 長や支部長などを歴任した人物が目立ち、 藤岡好古をはじめ篠田時化雄、 なったが、 に全国二八カ所に神宮神部署支署を設置、支署を通じた神宮 頒布に携わった財団法人神宮奉斎会との契約を解除し、 る者はその後も変遷した。 麻暦の製造・頒布を管掌することになる。以降、 令第八五号により神宮神部署官制が公布され、 神部署による直接頒布へと頒布体制の改革が行なわれた。 それまでの経緯を簡単に振り返ると、 同年九月に主事に任命された二七名の顔ぶれは 官制公布時には、 今泉定助など神宮奉斎会の会 神宮神部署による管掌は 明治四五年四月、 新体制になったと それまで各地で 神宮神部署が 神宮神部署 新た 勅

> 会の一万人以上の神職が大麻・暦の頒布に動員されるシステ を全国神職会に委嘱することになった。これにより全国 支署も統廃合され一四支署に減じられる。 制が改正され 承されたといえる。その後大正一三年一一月、 はいえ実質的に神宮奉斎会の培った全国頒布のノウハ ムが成立することとなる。 し神宮神部署による麻暦の直接頒布を廃止し、各地での頒 神宮神部署官制が再改正(勅令第二七号)、支署を全廃 (勅令第二九三号)、頒布区域の整理の結果 そして昭和二年三 神宮神部署官 クウが 神職

によると、 元内務省神社局長・佐上信一が昭和一 これら一連の改革の背景には以下があったとされ 七年に語 った回顧 談

る。

に各府県社以下神社自ら調製する御札の頒布と、 兎角一般神社と若干遊離して居つた関係上、 神宮の大麻・暦に付いては、 大麻・暦頒布の増加率が十分でない 相衝突するやうな場合が少くないので、 神宮神部署支署なるものは 略 神宮の調製する 官国幣社並 利害が

が、 この短い発言から当時の事情を正確に把握することは難し 次のような事態を招いていたと考えられる。 既に神職と

ことは、 さがあったと想像できる。 的に周知されていたとは考えにくく、頒布のたびに両者の違 けではないため、各家庭には支署ルートで大麻が、一般神社 レベルで多様であったとはいえ、 ルートを単純化、 者として動員できるとともに、 両者は神棚の奉斎上競合しないとされるが、当時それが徹底 協力関係を築き頒布を行なった地域もあり頒布方法は道府県 頒布数の伸長を大いに期待されて、採用されたといえる。 の不必要なトラブルの軽減にもつながった。 いなどについて人々から説明を求められるといったやりにく ートで御札がそれぞれ異なる人の手によって頒布された。 般神社がある場合、 各地域の事情に精通した一般神社の神職を頒布従事 場合によっては一元化することで、 両者は必ずしも協力関係にあったわ 全国神職会に頒布委嘱するという 神棚に奉斎する神札の頒布 同 一地域に神宮神部署支署 新頒布方法は 現場で

)昭和戦中期の暦の編纂・製造・頒布体制

方法が急速に整備されていく。
(神第三九号司庁決議)などが新たに定められ、頒布体制や七月に「神宮大麻及暦頒布規定」(司庁達第七号)や「同規約」一応の完成に至った。全国神職会への頒布委嘱に伴い、同年一能前の麻暦の頒布体制は、長い試行錯誤の末、昭和二年に戦前の麻暦の頒布体制は、長い試行錯誤の末、昭和二年に

ე ე9 署で全て製造し得たが、 うため、 用い印刷を開始する。毎年一六〇万部以上の暦の製造を行な ると、活版をステロに取り、製紙会社で特注した印刷用紙を 東京帝国大学に送り最後のチェックを受ける。 宮司庁旧庁舎内)の製暦工場でまずは活版に組み立てる。 二月下旬に送られてくるその原本を、神部署の第一分室 間のやりとりは以下のようなものであった。天文台から毎 したからである。 た。「ほぼ」と留保を設けた理由は、大麻の製造は神宮 し刷りを三度重ねて天文台に送り返し、校正を受け、 全国に頒布される麻暦は神宮神部署でほぼ製造され 全部を仕上げるのに一〇月上旬までかかったとい 暦の製造にかかわる神部署と天文台との 暦はその原稿のみ東京天文台が 校正が完了す てい

の製造に本格的に着手していたことがわかる。 署署長と製造に関わる現業員参列のもと行なわれてい 奉告する「同終了祭」が、 の無事を祈願する祭典が、 大麻及暦製造始祭」という麻暦の製造を始めるにあたり奉製 の諸祭典の日取りでおおよそ理解できる。 ○月から始まる全国頒布に向けて、 神宮神部署内での麻暦製造の年間スケジュ いずれも神部署第一分室内で神部 翌二月二五日に奉製の無事終了を 毎年四月一 四月一日に ール 日から麻暦 は、 神部 「神宮

礼に毎年参加することを通じて、これまで神宮というものへ 署の年間の祭典のなかで最大規模のものである。 属意識が植え付けられていった。 職会を通じて全国各地へ頒たれることを象徴的に示すもので とりわけこの最後の授与は、頒布開始の宣言だけにとどまら ち始めを奉告する。 安され、 大宮司、 さらには外地の頒布嘱託者等が毎年参加しており、 る。 の認識が希薄だった神職たちに、 かの道府県神職会会長)に麻暦を授与して祭典は修了する。 る「神宮大麻及暦頒布始奉告祭」によって始まりを告げられ 全国への頒布は、 神職会に全国頒布の委嘱、 神部署関係者のみで行われる祭典と異なり、 全国神職会の代表者すなわち各道府県神職会代表者、 ジョン・ブリーンが正しく指摘するように、この儀 祝詞奏上、 小宮司、 各禰宜も参列、 最後に神部署長より参列者総代 玉串奉奠、天照大神の大御前で麻暦の頒 毎年一〇月一日に内宮神楽殿で行なわ そして神宮の麻暦が道府県神 修祓の後、 神宮に対する全く新しい帰 神前に麻暦が奉 内務省神社 同祭では 神宮神部 (いずれ n

知事や各郡神職会代表が参列する頒布式を「荘重盛大に」執その前に各道府県神職会は、一○月一日以降の任意の日に、され、一○月一五日から年末にかけて全国各地で頒布される。神部署で製造された麻暦は、各道府県神職会に一括で発送

付与された後、ようやく各戸へ頒布されることになる。等でも、任意で頒布式が執り行われ、頒布趣旨の確認と徹底式が終わった後、道府県神職会から麻暦を分送された市町村式が終わった後、道府県神職会から麻暦を分送された市町村

人、その他一九、八○九人であった。

戦一一、八○八人、市町村吏員六、八七四人、教職員一、二九一布従事者は、全国で計三九、七八二人であり、その内訳は神布従事者は、全国で計三九、七八二人であり、その内訳は神寒際の頒布にあたる頒布従事者は神職、市町村吏員、教職実際の頒布にあたる頒布従事者は神職、市町村吏員、教職実際の頒布にあたる頒布従事者は神職、市町村吏員、教職

チベーションになったことは想像に難くない。ところで、「頒布」という当時も使用された用語を用いると、をころで、「頒布費」と言われるキャッシュバックを神宮類に応じて、「頒布費」と言われるキャッシュバックを神宮が、暦と大麻は金銭の授受を伴って配布されている。昭和二が、暦と大麻は金銭の授受を伴って配布されている。昭和二神部署から受け取った。頒布費の存在が頒布数伸長を促すそれでいる。昭和二神部署から受け取った。頒布費の存在が頒布数伸長を促すると、ところで、「頒布」という当時も使用された用語を用いると、

3」が神宮神部署神職により執り行われ、これをもって年度翌年三月一日、内宮神楽殿で「神宮大麻及暦頒布終了奉告

の麻暦製造・頒布が全て終了する。年末までを原則とする頒ある。

(三) 公的性格づけ

政府は毎年、神宮にて「神宮大麻及暦頒布始奉告祭」の執り行われる時期に、神社局長による「神宮大麻及暦の頒布徹底に関し一段の配慮を相煩したき旨」の通牒は既に大正期より見られ、昭和期には毎年発されたと言われるが、一例として配利三年一○月五日付で内務省神社局長から各地方長官に残したとされる。こういった趣旨の通牒は既に大正期より見られ、昭和期には毎年発されたと言われるが、一例としている。 近の通牒(内務省神司社第五三号)を挙げたい。

が発された。

国民一 配慮相煩度27 管下ノ該頒布機関ニ対シ督励ヲ加ヘラルル等、 布時期モ切迫ノ折柄ナレハ、 ニ依リ、 神宮大麻及暦頒布ノ実績ニ関シテハ、毎年格別 本年ハ御大礼ヲ行ハセラルル好機ニ際会シ、 般ヲシテ益神宮崇敬 逐年好結果ヲ来シタルハ喜フヘキ傾向ニ有之候 ノ実ヲ挙ケシムル様致度、 此際鋭意之カ普及ヲ図 層 且. 御配慮 一ツ頒 ラ御 ij 貴

小学校長宛に「神宮大麻及暦頒布趣旨徹底ニ関スル件通牒」一九日に秋田県学務部長から各市町村長、各県立学校長、各斉に通牒を出したようだ。例えば秋田県では、同年一○月店崇敬ノ実ヲ挙ケシムル」ことを督励した通牒であるが、こ宮崇敬ノ実ヲ挙ケシムル」ことを督励した通牒であるが、こ右は、政府から地方のトップに向け麻暦の頒布普及を図り「神

旨ヲ 様 恰モ御大礼ヲ行ハセラルル好機ニ際会シ、 於テ何レモ重要ナル国家的事業ニ有之候 統一ノ上ニ於テ、 於テノミ頒布シ得ルモノニ有之、一ハ以テ神宮崇敬人心 ル国家ノ事業ニ有之。暦亦明治十六年以来、 国各戸年毎ニ奉斎シテ、朝夕崇敬ノ誠ヲ致サシメムトス 神宮大麻頒布ノ義ハ、皇祖天照大神ノ大御璽トシテ、 ニモ直面シツツアル場合ニ有之候條、 般ニ徹底セシメ、以テ全戸漏ナク頒布シ得ラル 層 御配慮相成度28 一ハ以テ正確ナル暦ニ拠ラシムル上ニ 此際更二如 [略] 且ツ頒布時期 伊勢神宮ニ 本年 上 ア趣 · ハ 時 全

右は、政府の通牒と酷似した内容となっており、政府の通牒

なる。 これらは麻暦の頒布が国家事業であり公的に督励される対象 経路 暦の「拝受」拒否を社会的に糾弾する方向へと向かうことに れることを予感させる。 布数がその地域の神宮崇敬心の多寡を推察する指標と見なさ であったことを如実に示すものであり、 密な連携をもって下達されていく様子を見ることができる。 うに出されており、 て同様の通牒が発せられている。一連の通牒は、 都府学務部長から市区町村長や中等学校長・民学校長に向け 例えば京都府でも昭和三年から昭和一七年までほぼ毎年、 に向けて頒布を奨励するこのような通牒が発せられた。他に、 ら市町村長や県立学校長・小学校長、地方事務所長、各神職 大正一五年から昭和一九年までほぼ毎年、 を受けて発せられたことを窺せる。秋田県では、管見の限り、 〔神宮 (政府) ―道府県―各市町村〕をそのまま辿るよ 政府の意向・国策が全国の各市町村に緊 後に述べるが、これは結果として麻 ひいては各地域 秋田県学務部長か 麻暦の 頒布 0) 京 頒

に名前を連ねる決まりがあったため、道府県神職会会長に就体が学務部長だったことである。彼らは、道府県神職会の代表者官役の地方官(奏任官)で、社寺や宗教に関する事項を管掌官の地方官(奏任官)で、社寺や宗教に関する事項を管掌注意したいのが、秋田県も京都府いずれも通牒を発する主

公的性格を見逃しがたいものとしている。

公的性格を見逃しがたいものとしている。

公的性格を見逃しがたいものとしている。

公的性格を見逃しがたいものとしている。

0

なり、 れる。 けでなく、公共機関・教育現場における儀礼を通じて神聖化 行なっていたとすれば、大麻は公的性格を強く印象づけただ 奉斎され、 七、四六八体であった。これだけの公共機関や学校で大麻が 奉斎し、 ス為」、学校の講堂や官公署の正庁などに神棚を設け大麻を 請することで授与される制度である。「神宮崇敬ノ至誠 きない。これは、官公署 た内容の申請書を提出する手続きを経て、特別大麻を授与さ (官公私立)に大麻を奉斎するにあたり、神宮神部署長に申 ○月に導入された神宮大麻特別授与制度も忘れることはで 大麻の奉斎に公的性格を付与するものとして、 その内訳は官署二、三三三体、 昭和一二年には特別授与数は全国計一二、八二〇体と 毎朝生徒児童や職員 毎朝業務や授業前に大麻奉拝を当たり前のように (諸官衙·市役所町村役場) (吏員) に奉拝させたいとい 公署三、○一九体、 昭 や学校 和 学校 アラ効 五.

く な い₃₂ 頒布の現場でも授受を促進する方向に働いたことは想像に難 はないが、 の度合いを強めていったといえる。暦にはこれに類する制度 公的性格を強めた大麻とともに頒布されたため、

> 方法を紹介したい。昭和七年度の鹿児島県神職会からは次の ことは簡単ではないが、以下では他の地域でも参考にされ

(四)末端の受け手の動員と組織化

いた33 とともに独自の頒布方法について毎年神宮神部署に報告して 行なう裁量を持っていた。 県神職会は、「神宮大麻及暦頒布規約」に反しない限り、地 域の実情に即した「頒布細則」を設け頒布促進の自助努力を 実際の頒布方法は、 道府県により少しずつ異なる。各道府 各地の神職会は、 管下の頒布状況

も含めたプレッシャーがかけられていった。 も頒布数の伸長に対する競い合いを促され、 れる制度も導入された。 神職会に、 かるようになった。また昭和五年度からは頒布優良な道府県 績優良郡市一覧表」が掲載され、 各道府県神職会は、 『神宮大麻及暦頒布統計表』には昭和二年から麻暦の 成績に応じ神宮神部署から表彰金を贈呈、 頒布成績の競争も促された。先に挙げ 各都市郡はもちろん道府県レベルで 全国の頒布成績が一目でわ 頒布方法の工夫 表彰さ 「成

決めた。その手順は以下の通りである。 神教育を目的として、生徒が各戸への頒布に奉仕することを 職による方法を取り止め、 婦人会が活躍したりする町村も多かったとされる。 には国旗を掲揚し、大麻到着の日は学校児童が出迎えたり 庭や一般社会にその主旨を宣伝しようとした。頒布式の当日 で小学校児童に大麻に関する作文を書かせ、児童を通じて家 旨を伝えることに努めたという。薩摩郡大村では、神職主 校ではその同時刻に遙拝式を挙行し、児童に大麻の尊厳と主 各小学校の校長教員の代表者を神宮の頒布式に参拝させ、 ような頒布方法を神宮神部署に報告している。 昭和一二年度の奈良県山辺郡二階堂村では、それまでの神 学校生徒の奉仕による頒布方法 三、 児童をして申込書を集めさせる。 申込書用紙の配布 と。(この印刷物 村内全戸頒布と学校の生徒への敬 鹿児島市では

大麻頒布に関する印刷物を村内全戸に配布するこ

申込書を整理して、大麻及暦をおうけになる数を

各地域でいかなる頒布方法が実際に採られたかを窺い知る

確定し関係神職に通知する。

五 神職は申込数だけを学校に送付する。

六 十二月中、 並区長及その他来賓の参列を得て、 拝受式を行ふ。一般村民各位の御参列を希望す。 吉日をトし、 各尋常校に於て関係神職 厳かに、 大麻

する。

域全体で受け取りを当然視する雰囲気を醸成し、受け取り拒 に繋げようとしている。 旨や敬神思想を児童に教育することで、 た頒布方法であったろう。 否を心理的・実質的に困難なものとするプレッシャーをかけ なかには教育カリキュラムに組み込みながら、 いずれの例も、 義務教育である小学校の教育の一貫として、 奈良県の児童による頒布方法は、 地域の頒布数の伸長 大麻の頒布主 地

弋 同日、 敬虔なる態度を以て、 区長の宅に伺ひ、 大字担任職員、 職員指導の下に、 児童を引率して、 出来るだけ丁重におくばり 児童をして、 当該大字

き、 隣組組織を利用する方法に変更された。 むるために」、従来の氏神の神職による各家庭への頒布から 青年団を歓迎し、 神職による頒布では受けなかった家も、「親しみをもって_ に頒布の趣旨を書いた紙をあらかじめ手分けして配ってお 東京市では昭和一六年度から、 夕食後の時間を利用して頒布する方法を採ったという。 成績が非常に挙がったと報告されている。 「市民万戸奉斎を徹底せし

上頒布式を行ひ、各市内の氏神社に交付す。 東京府神職会はその事務所におい て、 関係者参列

二、区内の各氏神社は区長、 該当区役所において共同して奉告祭並びに頒布式を執 町会長に交付す。 区神職会長の協力を得て、

町会長は隣組長を氏神社に参集せしめ、 神職奉仕に

より大麻を隣組長に交付す。

右により難い場合は関係者協議の上適当な場所で神

四 職奉仕の上交付する。 隣組長は組員拝受者を招集して、

大麻奉斎の趣旨を

初穂料を取纏め町会長、 述べこれを授与する。 頒布実施に先だち、隣組長は拝受する組員から予め 区長を通じて府神職会長に納

隣組などが頒布に関わった地域も多い。奈良県奈良市では昭

青年団を介した頒布を行なった。青年団が、

各戸

「婦人会が活躍」とあったが、他にも青年団

小学校児童の動員だけではない。

先に述べた鹿児島県では

町内会、部落会、

和八年度、

入する。39

大麻を受けるようになる。 のなかで、 響を与えたとも考えられる。 頒布方法は、 たことである。 のは、 率が全国的に見ても低いことを受け、 以降東京市では、 た人々も、 ない社会的・心理的圧力がかけられたことが、 域の顔見知りの動員により、受ける以外の選択の自由を許さ 告を必ずしも文字通りに受け取ることはできない。むしろ地 を払拭させ、 で以前から軋轢を生じさせたため、 の改正のてこ入れがなされたことが背景にあった。興味深い て頒布される体制に変更されている。これは、東京府の頒布 から道府県神職会、各区町村常会長の手を経て、隣組長によっ 目となった。 いえ青年団に「親しみ」を持ったから成績が伸びたとする報 奈良・東京市いずれも以前は神職による直接頒布だっ ファシズム期の排他的な思想潮流に飲み込まれ、 自らが居住する地域も含めた異論を許さぬ包囲網 スムーズな頒布に繋がったかもしれない。とは 東京府下の三多摩郡でも、 神職を介した以前の方法よりも相対的に宗教色 大麻の頒布は浄土真宗やキリスト教等との間 各戸への頒布と初穂料の徴収は隣組長の役 繰り返しとなるが、これらの例は 信教の自由を理由に拒否してき 青年団や隣組などによる 神祇院による頒布規定 同年度、 頒布成績に影 大麻は神宮

大麻と共に同じ人的ルートを用いて頒布されていた。いずれも大麻にのみ言及し暦に触れていないとはいえ、暦も

三、頒布強制――大麻の徹底的頒布とともに

(一)信教の自由・政教分離を問う姿勢の閑却

大麻への言及が中心を占める。はなかった。本章では、これらに加え史料的価値も考慮して、徹底化を要請されるようになるが、暦もその動きと無関係ではできない。とりわけ戦中期に大麻はこれまでにない頒布の戦前の暦は大麻と強い関連を有し、切り離して考えること戦前の暦は大麻と強い関連を有し、切り離して考えること

昭和戦中期、日本の全戸に大麻を頒布することは当然の目標のように喧伝され、各地で達成に向けた動きが展開されている。昭和一四年一二月、全国神職会の機関誌『皇国時報』第七二七号に、前年に大麻頒布率全国第一位となった佐賀県の例が掲載された。同県は、「来る皇紀二千六百年の記念事業として」大麻を県下の全戸に漏れなく拝載せしめると高らかに宣言した上で、次のように述べる。

従来暦頒布の成績の至つて不良なるに鑑み、幸ひ明十五

りょくしつ、ある。4年暦は皇紀二千六百年暦として又と得難き正暦本なる所年暦は皇紀二千六百年暦として又と得難き正暦本なる所年暦は皇紀二千六百年暦として又と得難き正暦本なる所

国 以上の戸で暦を受ける状況に至る。この頒布率はもちろん全 その後も続伸、 ところがこの記事の後、 度に管下大麻頒布率一〇〇%超を達成した。まさに全戸に大 佐賀県は他の道府県に先駆けて全国で初めて、この記事の年 国の約一 が戸数千あたり一○○であったところ、佐賀県は一九九で全 大麻の頒布率一〇〇%以上を達成し続ける。 麻を頒布するとした声明通りの景況となり、 良な県であったが、 いては「不良」とあるが、 の頒布率は伸長していった。 位である。 一倍であり、 佐賀県は全国的に見ても頒布成績の極めて優 一八年暦で九二七にまで達し、佐賀県は九割 他の道府県でも、 数値の上からは決して低いと言えない。 翌一五年暦で頒布率三四〇となり、 前年の一四年暦頒布時の全国平均 戦中期を通じて大麻と 暦の頒布率につ その後も毎年

第二一八号(昭和一五年一二月一一日)に掲載された、神祇の記事である。内閣直属の情報機関・内閣情報局編『週報』決定的であったのは、政府による大麻の奉斎についての次

院による「神宮大麻の奉斎について」とする記事である。

解をふかめねばならぬのである。(強調筆者、以下同様)ばならぬのであつて、なほ一段と国民の大麻に対する理く落つることなく、一億同胞全戸拝戴するやうにならね天照皇大神の大前に奏上する祝詞のごとく漏るることな

院は、 は、 て天皇を結び付ける。さらに「挙国一致の体制を整へる」に 照皇大神の御神徳を御継承遊ばさるる、 る」ともする。そして、 であり 義務と明言した。「神宮大麻の奉斎は我が国民の伝統的 神祇院は、 オロギー 神思想の普及をも管掌事項とした。つまり神祇に関わるイ た官衙で、それまで神社局の管掌した事項にプラスして、 か、 昭和一五年一一月、 まつるの道」であるとして、 「天照皇大神の御神徳に帰一」 神職により長年要望された神祇院の設置がなった。 内務省の一局であった神社局の廃止にかわり設置され 〔略〕日本精神の顕現としての崇高なる公の行事であ 的側面の普及・啓蒙の役割も新たに担うこととなる。 設置されて一月後、右の誌上で大麻奉斎は国 紀元二六〇〇年式典が盛大に催され 国民が大麻を奉斎することは、 神宮の神札である大麻を介し Ļ 現津御神天皇命に仕 天皇の「万々歳を寿 神祇 るな 信 仰

駅であるとされることになる。
まり、「国運の隆昌を祈り奉る」ことによってのみ可能で、されらは大麻奉斎の精神に徹することで可能と語られる。つのために国を挙げて一丸となる「挙国一致」の方向性・終着のために国を挙げて一丸となる「挙国一致」の方向性・終着のために国を挙げて一丸となる「挙国一致」の方向性・終着のために国を挙げて一丸となる「挙国一致」の方向性・終着のために国を挙げて一丸となる「挙国一致」の方向性・終着のために国を挙げて一丸となる。

大麻奉斎は、日米開戦を控えたこの時期、国体や天皇、伊大麻奉斎は、日米開戦を控えたこの時期、国体や天皇、伊での機能を持つに至る。これは丁度同年九月、神宮神部署により大麻と暦の頒布概況を報告するために毎年出されていたより大麻と暦の頒布統計表』が、『神宮大麻及暦拝受統計表』が、『神宮大麻及暦拝受統計表』が、『神宮大麻及暦拝受統計表』が、『神宮大麻及暦拝受統計表』が、『神宮大麻及暦拝受がいる。内容に変化なくタイトルのみの変更であるが、「頒布」という頒布者を主体とした中立的語彙から、受け手側の国民を主体にした上で大麻や歴を上位に位置づける「拝受」という語彙への変化は、頒布歴を上位に位置づける「拝受」という語彙への変化は、頒布を上位に位置づける「拝受」という語彙への変化は、頒布を上位に位置づける「拝受」という語彙への変化は、頒布を上位に位置づける「拝受」という語彙への変化は、頒布を上位に位置づける「拝受」という語彙への変化は、頒布を上位に位置づける「拝受」という語彙への変化は、頒布を上で、の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日

時期を一九四一年とする。島薗進も、大麻を拝受すべきとす動向を追いながら、その徹底化の前に表向きの抵抗の消える年代の終わりからだとした上で、浄土真宗による大麻拒否のブリーンは、全国民に大麻購入の強制が及ぶのは一九三〇

烈な取り締まりを論じた。

烈な取り締まりを論じた。

烈な取り締まりを論じた。

八四一年以降の創価教育学会の大麻拒否問題と、その詩語社や組織も取締対象となることが必要だったとする。そした。

「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハルコトヲ目的」とした。

「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハルコトラ目的」とした。

「の拝受拒否を犯罪として取り締まるには、一九四一年の治安の持受拒否を犯罪として取り締まるには、一九四一年の治安の持受拒否を犯罪として取り締まるには、一九四一年の治安の持受拒否を犯罪となるが、結社の大麻

筆者も、先の各論者が指摘するように見える。 麻奉斎の徹底化が全国的に進み、以降は残る抵抗勢力がしら みつぶしに探し出され問題化し、大麻拝受に至らしめられた と考える。しかし元来、大麻の頒布は、とりわけ浄土真宗や と考える。しかし元来、大麻の頒布は、とりわけ浄土真宗や したがって政府は、以前の段階では奨励はしていても、大麻 したがって政府は、以前の段階では奨励はしていても、大麻 したがって政府は、以前の段階では奨励はしていても、大麻 したれた信教の自由の精神に矛盾をきたさぬよう相応に慎重 化された信教の自由の精神に矛盾をきたさぬよう相応に慎重 な姿勢を崩さないように努めてきたように見える。

には、大麻と暦の頒布趣旨や方法などが記された上で、「特発行していた。その昭和二年版の「家庭に於ける神宮奉斎」宮の大要や奉斎に関わる事項を略説した『参宮の栞』を毎年宮の書書は、一般の神宮参拝者の便に供するために、神

に注意せられたし」とする注意書きも付加されていた。

るも、決して其の拝受を要請するが如き主旨なきこと神宮大麻の普及奉斎は国家とし神宮として切望する所な

昭和二年というと麻暦の頒布を全国神職会に委嘱した最初の昭和二年というと麻暦の頒布を全国神職会に委嘱した最初ののて登場する。

事務の担当を願ひ、 別な援助を得、 現在大麻の頒 0 の尽力によつて、 頒布されるのである 津々浦々に至る迄、 布、 各府県神職会に、 毎年十月十五日から年末にかけて全国 暦本の頒布は、 神職又は市長村吏員の方々の奉仕的 家として之を拝受せぬものなき迄 其の府県に於ける頒布 [略] 各地方庁等の特

違いがある。昭和二年版は信教の自由・政教分離に配慮した『参宮の栞』の昭和二年版と昭和九年版では書き方に大きな

元帰

一に存する。

本篇初めに申せし各国民固有の「神観

一六年版までは掲載され続けた。昭和一七年版以降については未見であるが、少なくとも昭和言えないが、奨励にとどまる書き方とも言えないこの一文は、実」とする書き方になっている。強制的頒布の要請とまでは実意喚起があるが、昭和九年版では全戸拝受を揺るぎない「事

掲載されている。

・政府はそれまで、神社を「国家の宗祀」と位置づけ「宗教」
政府はそれまで、神社を「国家の宗祀」と位置づけ「宗教」
政府はそれまで、神社を「国家の宗祀」と位置づけ「宗教」

明治御 は真 ではこの難関突破は至難である。何となれば今のま、で の戦ひや時間の問題にして必須である。 政体を誘致する結果となつたのである。 輔 治の思想と非も、爰に胚胎する。然して今や英米両国と 億 弼 の一 0 一心は何に拠るかと申さば、 臣の誤りから外来文明に眩惑し、 億 新 はこの国体真姿に復す聖業なりしに拘らず、 一心が期し得られぬからである。 それは指示と信仰の一 併し現状 今の所謂官僚政 再び政教 然らば真の 0) 二元の ŧ

るといふことを申して、この一文を擱筆する国に最も早く脱皮した国の勝利に帰する問題と一つであと「神観」の戦ひ云々と言つた意味も、結局政、教一元

たい。 なり、その目的の前には政教分離は誤りであり、政教一致の国 り、その目的の前には政教分離は誤りであり、政教一致の国 を体制が必須であるとされる。「教」にあたるものは神社で あり、すなわち「宗教」であることを含意する。これは諸宗 教の信教の自由を閑却した論といえるが、他にも大麻全戸頒 布にあたり公費支出を要求する論や大麻の普及徹底の責を内 間総理大臣が負うべきとする論などが次々と主張されるよう になり、「難関突破」の前にこれらのプレゼンスは高まるば かりであった。

目指す運動の一貫として、「お化け暦」に掲載される日取り 歴の通行上の統制が厳しくなった時期と丁度重なっている。 歴の通行上の統制が厳しくなった時期と丁度重なっている。 歴の通行上の統制が厳しくなった時期と丁度重なっている。 歴の通行上の統制が厳しくなった時期と丁度重なっている。 歴の通行上の統制が厳しくなった時期と丁度重なっている。

増」したとされている。
「世別が迷信を招くと問題視し流通の統制を図ったものであの吉凶が迷信を招くと問題視し流通の統制を図ったものであの吉凶が迷信を招くと問題視し流通の統制を図ったものであ

(二) 家庭祭祀の規格化と画ー化

画一化が進んでいく。 礼の方法などが細かく指示され、家庭祭祀の全国的な規格化、うになる。神棚の設置様式や、祀る神々、神饌の供え方や儀大麻の全戸奉斎は、家庭祭祀の徹底化とともに語られるよ

にも、 魚 一 け祀る」とする。神饌として、洗米と塩、水を日々お供えし、 大麻を戴きまた氏神ならびに各自の崇敬する神々の神符を受 祀る神々としては、「年ごとに天照大神の大御璽である神宮 奉書、美濃紙などを使い、その作り方も懇切丁寧になされる。 るとされる。前面に注連縄をかけ左右に榊をたてる。四手は 最も清らかで日々奉仕するのに都合の良いところが適当であ 神棚は「家庭生活の中心をなすもの」であるから家の中で 海菜(昆布、 拍手や御辞儀の順序や回数などの手順が示された。こ 一五日、祝祭日、 海苔)、野菜などを加えても良い。拝み方 家庭の特別な行事にあたっては、 酒

込んでいく様子を見ることができる。

林を通じて、国民のプライベート空間にまで国家権力が入りからは、大麻の拝受を徹底化させることから一歩進めて、そからは、大麻の拝受を徹底化させることから一歩進めて、その奉斎を「正しい」様式で統一させ、手順を踏んだ日々の儀がらは、当該期のいずれの資料においても、神祇院による神れらは、当該期のいずれの資料においても、神祇院による神

節がある。 昭和一四年に出版された『実践皇民道』には次のような一

戸の内の神棚が即ち其れである。
一、宮城内の賢所と 二、伊勢の神宮と 三、国民各する、神聖なる祭壇に三個所の異なれる場所がある。
皇国信仰の大本たる、天照大御神を奉斎し之れを崇拝

を反省し、其の改新と躍進とを誓ふ所である。一様棚は国民各自が、毎年神宮大麻を拝受して奉安する所であり、朝夕之れを奉祀拝礼して、宝祚無窮、聖寿万所であり、朝夕之れを奉祀拝礼して、宝祚無窮、聖寿万所である。

所」と「伊勢の神宮」と結びつけられ、朝夕奉仕拝礼するこ国民の各家庭の神棚は、天照大神の奉斎される「宮城内の賢

によって、 祈願するよう奨励されている。 願 する装置として機能していった。 の神道式儀礼を通じて人々を国家に結びつける想像力を喚起 国家生活に繋がる」としているのも同様で、 に方向付けられていた。 るものよりも、 とで、「皇民」意識を醸成する場所として捉えられている。 「家の神棚に必勝祈願」では、 内容も、家内安全や子孫繁栄といった私的な幸福に関 個々の家庭生活は、 天照大神や天皇、国に関わるものの安寧など 昭和一九年一二月の 戦争の勝利を神棚に日々誓い 同年、 郷土生活に繋がり、 神祇院が 神棚は、 『中外日 「神棚 更にまた 各家庭 の奉斎 報 「祈

(三)抵抗する人々への抑圧

に背かざる限に於て信教の自由を有す」の「安寧秩序」とは 何かといった数々の論争を惹起することとなる。 法第二八条 と宗教性の有無、 宗教であるとする見解と齟齬を生じさせた結果、 大麻奉斎を宗教行為ではないかとし、その強制を信教の自 祷的性格や、大麻を祈願・ の侵害と糾弾してきた。これらは政府が堅持した神社は 浄土真宗やキリスト教、一部の新宗教は、 「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務 信教の自由と大麻頒布との関係性、 礼拝対象とすることを問題とし、 大麻の有した祈 大麻 明治憲 の性質 非 亩

展宗による抗議は、天照大神を祈願対象である「攘災招福の神」とし、大麻が祈祷の対象として製造された宗教的なモノだとして展開された。憲法に信教の自由は謳われており、また明治一一年に大麻の受不受は自由とされたにもかかわらず、受け取りを断ると「非国民」扱いされ、強制される。全での門徒が大麻を受けなかったわけではないが、最も執拗に抵抗したのは真宗教団と言われている。

崇拝対象を尊ぶのは本来の仏法を謗り罪を犯すことになると 入れない集団は、 月不敬罪と治安維持法の容疑で逮捕される。翌年、 教育学会の会長・牧口常三郎らは、 れているのは、 如何に小規模であっても、 酷な獄中生活のなかでも信仰を譲らず、 し(「謗法」)、大麻や神棚を取り払い焼却していた(「謗法払 新宗教で大麻頒布に抵抗をした団体として研究が既になさ 当時の創価教育学会は非常に小規模な集団であったが、 牧口らは大麻の受け取りを拒否し続け、 創価学会の前身・創価教育学会である。 徹底的に咎められた。 国体や天皇、 自宗の本尊以外の神仏の 神宮の神聖性を受け 衰弱の末に獄死し 昭和一八年七 牧口は過 創価

た宗教団体法と、島薗が指摘したように昭和一六年三月の治見なされてきた。その背景には、昭和一四年一二月に成立し既述したように、昭和一六年は大麻頒布の徹底化の節目と

たとする理由で取り締まりが可能となった。 たとする理由で取り締まりが可能となった。 たとする理由で取り締まりが可能となった。 たとする理由で取り締まりが可能となった。 たとする理由で取り締まりが可能となった。 たとする理由で取り締まりが可能となった。 たとする理由で取り締まりが可能となった。 に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年五月に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年五月に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年五月に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年五月に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年五月に、プロテンを関係を関係を表現している。 に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年五月に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年五月に、プロテンを表現している。 に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年五月に、プロテスタントも大同団結し日本基督教団として同年五月に、

理者、 の決議に至らしめた人物として知られる。 抵抗していたところに、 朝鮮神宮参拝を、 基督教団の統理・ 九月には長崎教区で大麻奉斎の徹底の決議に関わった。 天主公教教団の統理・土井辰雄も各地を巡説し、 びかけ、翌年には本願寺派も足並みを揃えたとされる。 谷派法主の大谷光演が全国の門徒に「神棚を安置せよ」 置を容認する方向に向かった。 これらの動きのなかで、ほとんどの宗派、 すなわち団体としては、神社参拝や大麻拝受、神棚設 朝鮮人キリスト教信者が「殉教」も覚悟で 富田満も昭和一三年、 「神社は宗教に非ず」と教諭 昭和一五年一二月には真宗大 天照大神の祀られ 教団の管長や統 昭和一五 日本 日本 承服

しかし創価教育学会のように結社・集団レベル、そして地

門徒の斯かる頑迷なる態度は国民の一員として黙し難し」と 報告は、 非難攻撃する者もいたという。 に迷い、 為さざる様」との「不得要領」 度き」と稟請する事態にまで発展した。しかし本山からの「大 棚の設置をしていなかった。 数八○戸のうち六四戸が真宗本願寺派の檀家で、 象を見るに至れり」と続報として、 仏を祭祀すること無く、神棚が全く設けられていなかった。 徒であるこの地は、「信仰には二心あつてはならぬ」と他 山区が要改善地区として報告されている。 要注意事例とする報告が見られる。 編 域 麻奉斎は何等支障なきも、 東牟婁郡七川村大字西川区が報告されている。この地域 の要あるべし」と締めくくられた。「其の後更に次の如き事 真宗門徒等の信仰状況等に就ては極秘裡に相当査察を加 報 レベル、 『特高月報』 本山に「信徒として執るべき態度に就き何分の指示あり には、 従来通りを申し合わせた。 改善策を講じている様子とともに、 個人レベルで抵抗は続いた。 人口三三〇余名の地区である和歌山県新宮市 には、 大麻拝受や神棚設置に抵抗する人々を 唯世間に流布さる、が如き所為は 村からの神棚設置要請にも抵抗 な回答を受け、 これらは、神棚の設置如何で、 昭和一五年九月に、 昭和一五年六月の 村民のなかには、 内務省警保局保安課 全区民が真宗の門 「各地に於ける 信徒一 いずれも神 同 「真宗 『特高 同県 ふる も戸 永

> 和一 向かっていると締めくくられてい らざる」と問題視され、 かく報告されている。「一般国民の戦意に及ぼす影響少なか および総戸数と神棚未設置戸数、そして未設置理由などが 後に焼却、 県石見部の神棚未設置部落が問題となっている。 制 法主国従」に の力が働いていることを示す事例といえる。 地 八年一月の 域のなかで感情的亀裂が生じていること、 大麻の奉斎もない家が多かったとされ、 「固執」 『特高月報』には「真宗王国」とされる島根 する門徒が多く、 指導取締を行った結果、 る₆₅ 神棚を設置したが その後も、 そして設置 「仏本神迹」 漸次改善に 部落名 昭 強

信者で、 きたが、 の態度も問題視される。 て同号では、 敬神崇祖の念なく」、 数四○戸中二九戸がカトリック信者で、 び祝祭日の国旗掲揚拒否が問題となっている。 月報』では、 動向として報告がなされている。 の動向とともに、 キリスト教徒についても、各地の神社参拝や祭典参加拒 その 最近大麻奉斎をするようになった。 宮崎県宮崎郡田野村字法光坊の、 熊本県天草郡富津村大字崎津のカトリッ 「偏狭なる態度」に一般村民から非難を受け 大麻や神棚に関わる行動についても要注 「臣民道に反する」と糾弾される。 この部落は戸数三〇〇戸 昭和一七年一二月 「基督教妄信の結 しかし神社に対 この部落は 大麻奉斎およ 中 五. ク信者 0 戸

取ったが、上着ポケットにねじ込もうとしている様子を見ら 県上伊那郡赤穂町の牧師は、 内会長に「懇々と説得」されて漸く受け取ったという。長野 県北松浦郡平戸町新町のカトリック教徒は、「自分はカトリッ まで内面化していない人々の存在を覗い知ることができる 者もおり、 視して」拒否し、 する態度には依然として変化なく、神社の奉仕活動を「白眼 を軽んずるが如き態度をとる者は日本臣民に非ず」と攻撃 れぞれ信者一名が問題化した。「憤激」した常会長は 大麻を拒否したキリスト教徒二名、 と拒否しようとした。会長が立腹したため、やむを得ず受け たため、「御札は昨年のもので間に合はせてはいけませんか」 出席したところ、 ク教だからそんなものは要らない」と大麻を拒否したが、町 大麻奉斎を拒否する個人の名前まで報告されるに至る。長崎 麻を受け神棚を設置したからといって必ずしもイデオロギー 国臣民」を内面化した精神まで要請されていたとともに、大 される。この例からは、大麻奉斎という形式にとどまらず、「帝 「不謹慎」と非難されている。 昭和一九年一月・二月・三月の『特高月報』では 村民との間に物議を醸し村の平和を乱していると 神社参拝にも「釈然」としない態度を示す 町内会長から組員に頒布する大麻を渡され 隣組長の一員として隣組長会に 秋田県平賀郡横手町でも 天理教、 法華宗、 真宗そ 「皇祖

をよく示す事例といえよう。

拒否者を発見し問題化したファシズム期の排他的な思想統制では住所まで記されている。これらは、全国しらみつぶしにという。問題となった個人は、いずれも実名が、場合によっ配給停止も視野に入れるとした結果、彼らは漸く受け取った

四、時間の統

(一) 国民儀礼の時間的統

に頒布されたから頒布率の伸長をみ、それ以上の意味を持た 受の徹底化は進み、結果として全国の戸の九割以上で奉斎さ は脇役であったかもしれない。 述べたように、統計的にも、 制される大麻とともに頒布、ともに拝受を奨励された。 アル主要ノ役割ヲ為スモノ」とも言われ、皇民の証として強 ヲ立テ、業務ニ精励シ、良風美俗ヲ修整シ、精神作興上規律 れることになる。一方の暦は「正暦」とも「国民生活ノ基準 一にし、昭和一六年度以降、 昭 当該期、少なくとも頒布の現場において、 和戦中期、 大麻は如上の方法で頒布されてきた。 暦の頒布率は大麻のそれと軌を 顕著な伸長を見せている。 しかし暦を、 単に大麻ととも 大麻は主役で暦 大麻拝 既に

国家により戦前期に一貫

ないモノであったと見なすならば、

祷時間」と名付けられた全国規模の国民儀礼と②既存の暦のにかけて取り組まれた、①「国民奉祝の時間」や「全国民黙ものであったかを考える一助として、日中戦争から先の敗戦して統制を受け、頒布を推奨され続けてきた理由を推察するして統制を受け、頒布を推奨され続けてきた理由を推察する

改良と統一に向けた動きに触れたい

民に周知し、 麻及暦のこと」と題するチラシにはそれを示す興味深い 行うかを知らせるのは、 要請する機能を持っていた。通常は意識されないだろうが 戦前の暦は、 に周知することを通じ、時の秩序を象徴的に示すものとなる。 頭からの一年間に「いつ」行事や祭祀、 付与した日取りを知らせる機能がある。後者により暦は、 を知らせる学年暦、 間の確定とともに、(2)入学式、始業式、終業式の日取 大麻奉斎・ 誕日や各種宗教行事の日取りを記す宗教暦のように、意味を 暦には、 先に紹介した奈良県二階堂村役場・同村内小学校の「大 時間は何の区切りも流れもない緩慢な流れでしかな 神棚 (1) 今日を何日であるとする日付、 とりわけ戦中期になるとその日に国民の動員を 天皇家に関わる行事の日取りを祝祭日として国 の拝礼、 農作業の日取りを示す農事暦、 暦の存在無しにはできない。 神社参拝、 祝祭日の行事を「いつ」 儀礼を行うかを人々 すなわち時 始祖 暦が無 0) 節 生

導標」となる精神的意義があると説かれる。を中心としたコスモロジーの下に意味づけ、国民の生活の「指がある。暦には、実用性以外に、一年という時間を天照大神

神生活の反省記録であり、 神宮から頒布される暦は、 すい所にかけておくのが、本義であると思ひます。 質のものでありまするが故に、暦は常に家内一同の見や べき尊い精神的意義があるのでありまして、かういう性 用的ばかりではありません、そこに、大麻と共に拝受す てゐる私共日本人であります。願くば、その一日一日を 神さまのみ恵をいたゞいて、日ぐらしをさせていたゞい 日本人としての生活にまちがひのないやうにと、そうし 天照大神のお守りをいたゞき、そのみ心にかなひ、 た心持を以て、毎日毎日見ていく為の暦であります。 年三百六十五日 生活の指導標であるのであります。 (或は六日)その一日一日は、何れも 神恩奉謝の報恩帳であり、 神国日本の国民としての、 即ち、 向 敬

在した。しかし日中戦争から日米開戦を経て先の敗戦までの的な改暦運動などの影響もあり、暦の改良を目指す動きは存明治改暦後の日本でも、世界暦の提唱と使用を求める世界

ある。 がある。 期間、 陸や東南アジア一帯に 戦争を通じて、 ものに対する注目度は明らかに高まる。それはこの時期に、 ないうる共通の儀礼などを共通の日取りで行なうことが、統 一という喫緊の課題を前に、 祝祭日や記念日などに国民を動員する圧力と、暦その 多民族、 従来の植民地や 多言語下において、言葉を使用せずとも行 帝国 内地以外でも求められたからで の版図が広がったことと関連 「満州国」に加えて、 中国大

れ

間 祝祭日や記念日などに、 る午前一○時一五分ないし三○分が「全国民黙祷時間」とさ わせて靖国神社に参拝するようになるが、天皇が玉串を捧げ が靖国神社や伊勢神宮に参拝する日やした日などである。 神宮などに向かい一分間遥拝や黙祷、 その時間に「大東亜共栄圏」全域で、ラジオの時報やサイレ まで続いた人々の動員を〈時の支配〉として論じる。当該期 具体的な日取りは、 ンなどを合図に、 一月の明治節に初めて導入され、 !も厳密に指示された。 原武史は、 海軍記念日といった戦争関係の記念日、 国民精神総動員運動の一環として、 人々は一斉に東京の宮城や靖国神社 四方拝、 天皇は昭和 特定の時間があらかじめ告知され 明治節、 昭和二〇年二月の紀元節 一三年から臨時大祭に合 万歳を叫ぶなどした。 天長節などの祝祭日 さらには天皇 昭 和 一二年 伊勢 時

> 賢所、 場合はその対象が天皇であるが、宮城遥拝ならば天皇や宮中 継がれていく。 ら国民儀礼は、 全国普及し、正確な時間を人々に知らせるようになる。これ の時差が無くなりすべて中央標準時となり、ラジオも急速に それぞれ祈ったことになる。これらが始められる直前 一二年一〇月には、時報の統一により内地、 天皇と臣民が等しく「英霊」の前で頭を下げた。 靖国神社ならば「英霊」、 昭和一五年に結成された大政翼賛会にも引き 伊勢神宮ならば天照大神に 植民地、 「満州国 万歳 の昭

=暦の改良と統一という課題

帝国の は平均一九頁に過ぎない小冊子であるが、それぞれで改暦 興亜局の設置があった昭和一七~一八年に編纂された。 学者を中心とした九名の有識者(著者不明も含む)によって、 れた暦法調査活動とその具体的成果である全一三冊から成る 暦を施行することが真剣に討議されるようになっていく。 いう形での、時の統一が図られただけではない。 「暦法調査資料」について概観する。これらの成果は、 定められた共通の時間に国民が儀礼の参加を求められると まずは小林春樹に従い、大政翼賛会興亜局により行なわ 「版図」 が拡大することにより、それら全域に共通 戦争を通じ、 — 册 天文 以

という目的である。 題、 背景の異なる地域に単 うプロジェクトの本質的目的であったにせよ、歴史・文化的 などが改正暦案として提起されている。これは暦法調査とい とし「大東亜紀元元年」あるいは「八紘一宇元年」とするこ ること、 務なり」とする理解があった。具体的には、立春を歳首とす 設に率先先駆するは、 皇国全土に布き、 立に際し、 致 味を持たない歳首、 暦に対する問題意識 を論じている。 具体的研究、 を惹起するとした指摘もなされており、 四季をほぼ等分し月毎の日数をほぼ統 各地 ―であり、 曜日の廃止、 グレゴリオ暦に代わる新たな暦を作り、「大日 (満州国、 曆学史的研究、 改良した新たな暦を日本が主導して作成する 共通して見出されるのは、 以て世界新秩序に於ける健全なる新文化建 背景には、 支那、 不揃いな月毎の日数、 大東亜戦下、我が国に課せられたる急 皇紀二六〇〇年 の暦法の強制は宗教的 -誤差の大きい置閏法、 南方諸地域など)の暦法に関する 民俗学的暦学研究といった内容 日本が 「大東亜共栄圏」の (昭和一五年)を暦元 著者によってその姿 曜日と暦日の不 現行のグレゴリオ 置閏法の変更 天文学的に意 社会的 本 樹

会興亜局の中だけでなされていたのでは必ずしもなく、一部当該期、暦に関わる問題や改暦についての議論は大政翼賛

勢に温度差もあった。

する。 ことができる。 実現に向けて協議しているとある。 記事も掲載され、 年二月一九日には るとする結論は、「暦法調査資料」と同一である。 ることなく、 喝破する。さらに能田は興亜局廃止後の昭和一八年一〇月に 意味を有するのだから、 冬の最中に春が来るといった「矛盾」と「屈辱」を長らく忍 日取りなどの点から改正できない。それを採用した日本では 欠点が世界的にも認識されているにもかかわらず、 スト教に基づく宗教的権威を持ったもので、多くの不完全な 能田忠亮による記事が掲載されている。 法調査資料」の著者の一であった東方文化研究所の理学博士・ の天文学者が牽引していたとはいえ、 こと甚だしい。改暦をすることで大東亜に新秩序が建設でき んできたと憂い、英米依存の暦を用いるということは属国 「暦法の改良に就いて」とする記事を六日間に亘り寄稿 現行の暦は、 正朔を奉ずるという東洋暦法の本義を忘却する 昭和一七年五月九日の 同じく能田が大政翼賛会興亜総本部と改暦 「日満華を通じて改暦運動高まる」 皇国日本において敬神思想の昂揚に資す 日本は国体に合う暦を作成すべきと 新聞誌上などでも見る 『中外日報』には、「暦 現行の太陽暦はキリ 復活祭の 昭和一九 とする

四

授・荒木俊馬も、大東亜新秩序建設にあたり必須の前提とし「暦法調査資料」の著者でもあった京都帝国大学理学部教

るべきもの、否、根本的に重要なものは公用暦であるとすの日本語の普及を挙げる。そしてこれらと並列して行なわれて、統一した貨幣制度の樹立、度量衡の整理、公用語としてて、統一した貨幣制度の樹立、度量衡の整理、公用語として

の施行が国家的課題と受け取られていたことが窺えよう。下の帝国の「版図」拡大に伴い、「版図」全体で通用する暦とはなかった。しかしこれら一連の動向や言説からは、戦時その後ほどなく敗戦を迎え、改暦や統一的暦が実現するこ

長した。

おわりに

者も指摘するように、 年に最高値を記録する。 には政府による頒布奨励も目立ち、 の強化がなされていく。 の動員、隣組組織の利用など― 各地での頒布方法の工夫――小学校の児童や青年団、 した、全国の戸に洩れなく頒布できる緊密な頒布網の成立と、 の崇敬心を示すものとして、 戦中期に入ると、 前 0) 暦は常に政府の統制下に置かれていた。 共に頒布されていた大麻は、国民の神宮 それ以前と異なる徹底的な強制化の局 とりわけ昭和一六年以降は、 この背景には、 各戸に一体を目標とした頒布 -をまず指摘する必要がある。 頒暦数も伸長、 試行錯誤を経て成立 昭和戦 昭和一八 婦人会 他の論 中期

暦の統制が強化されたことも手伝い、頒暦数は加速度的に伸徹底化は頒暦数の伸長も促した。昭和一六年以降は、民間のは、暦と大麻の関連を無視して説明することはできない。暦は、暦と大麻の関連を無視して説明することはできない。暦の頒布は大麻のそれと強く結びついていた故に、大麻の頒布の頒布は大麻のそれと強く結びついていた故に、大麻の頒布の領布は大麻の得合、この時期の排他的な思想潮流に抵抗面に至る。当初は信教の自由などを理由に拝受拒否をしてい

は、 理解することはできない。こういった大麻を主、 見なしては、 に転じたところにも別の形で現れている。 伸長し続けたのに対し、 があった。このことは、 だろうが、暦については頒布従事者にとっても不明瞭な部 ては敬神思想を体現するものと一般的にも理解されてい があるとし、暦についての啓蒙活動を要望した。大麻につい 際の頒布の現場で答えられなかった問いに「神宮暦について る理解は、当該期にも存在している。ある神職関係者は、 けのみで捉え、大麻の頒布強制のみを頒暦数の伸長の要因と とはいえこのように暦を単に大麻の従的・ 如何なる理由で神宮から大麻と共に、 戦前の国家にとって暦が持ち得た意味を充分に 頒暦数 大麻の頒布数 (内地) (内地) は昭和一九年に減少 昭和二〇年三月 頒布せられるかっ 補助的な位置 が終戦時まで 暦を従とす た 実 ゔ

たが、 麻には伊勢神宮や天皇、 布するという。 いう。 サイズを小さくし、 味や役割も見えづらくわかりにくかった。 麻の方が枢要で優位な位置づけにあるとの認識が窺える。 減や大幅な形態変更で乗り切ろうとする対応の背景には 保できるが、 ます振起せしむる」ために大麻は必須であるため、 あるとする記事が掲載されている。「国民の必勝信念をます 中外日報』 方、 今後は従来の冊子から一枚刷りへ形態を変更し遍く頒 一方暦については、 暦はそれらとの関係性も不明瞭な部分を残し、その意 には、 中身の用材は 大麻には極力変更を加えず、 大麻の奉製にあたり用紙はかろうじて確 資材の節減を図り奉製する対策を採ると 国体との関係性が明瞭に看取される 紙不足のため頒布数を既に減らし 「入手運搬の関係上頗る困難」 暦の製造数の 従来より で 大 大 削

序づけるものである。 することを通じてそれらを時間の流れのなかに配分し時を秩 聖性といったイデオロギーを受け入れたことを明瞭に体現す 津々浦々にまで届けていたことの蔵するイデオロギー性の深 の表面に上がってこなかったところにこそ、 るものであったとするならば、 さが見られると言える。 しかし、このように当時の人々にとってもその意味が意識 「帝国」 大麻が、 の版図が広がり、 暦は日取りの意味付けを告知 国体や天皇、 暦を統一し全国 伊勢神宮の 様々なイデ

> 時間」 巻 時には見えにくいこの側面を先鋭化させた。 定着を促す側面を見逃すことはできない。 のものではなく、こうした体系と一体的に新たな暦日意識 蔵する時間に服すことを要求するものであり、言い換えると、 天皇を中心とする独自の国家像を反映したイデオロギ 東亜新秩序を建設するという喫緊の国家的課題を共有して 皇室に関わる祝祭日などの下に国民生活を統合・統一し、 うになる。こうした動きは、大日本帝国が全民族を指導して オロギーのせめぎ合いがもたらされるなかで、 〈時の支配〉を意味した。単に日付を太陽暦で提示するだけ の改暦と「共栄圏」全域でのその暦の適用が要請されるよ 全域で同一の日付で同一時刻に行なわれる「国民 国民儀礼の強制や公用暦の施行は、大日本帝国の描 のような儀礼へ国民が動員され、また国体に即した暦 戦時下の暦 「大東亜共栄 は、 平

拝黙祷する理由がわからず、 学戦」が行なわれる最中に、 は、 少なからず意識していた。東京医科大学の学生・山田 なかったし、そのイデオロギー が国民に要請するイデオロギーの内面化を必ずしも伴ってい 「国民奉祝の時間」などに動員される国民は、 昭和 九年一二月、 敵機が襲来し、 二年前に天皇が参拝し必勝祈 午後一時二二分に伊勢神宮を遙 が合理的なものでないことも 「二十世 大_日· 紀 中 |風太郎 本帝 期 0) 国

ている。昭について「神風をまき起す祈願を真面目にやる人」と皮肉っ昭について「神風をまき起す祈願を真面目にやる人」と皮肉っ外交評論家・清沢洌も同時刻の祈願を提唱した首相・小磯国した時間だと聞くに及び、ただ一言「珍なり」と日記に記す。

指す動きといえる。 暦使用の徹底化も進んだと言われるが、これも旧暦という異 暦とは異なる時の秩序の排除を意味した。また同年以降は新 を目的とした統制強化という施策にも読み取れる。それは官 暦についてであれば、 うな本来的性質を含んだまま、社会のなかで〈純化〉してい して理解することができる。 年はこのイデオロギーの〈純化〉 排除の進捗に伴って、伸長していったものであり、昭和一八 音を排除し、新暦という共通の時に国民を服させることを目 ズが取り除かれることを通じて、「珍なり」と表現されるよ しかしこうしたイデオロギーも、 雑多なイデオロギーの共存を許さないこの〈純化〉は、 戦中期の頒暦数は、 昭和一六年の「お化け暦」の迷信排除 が極限に達していた時期と 排他的に強制され、ノイ これら一連のノイズ

の公用暦の提言では、暦の統一がより基礎的なレベルのものを持ったことは周知の通りである。ところが先に挙げた荒木共有が挙げられるが、これがまた言語の統一というベクトルナショナリズムの最も基礎的な条件にしばしば同一言語の

看取せざるを得ないのである。

看取せざるを得ないのである。

看取せざるを得ないのである。

ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえされている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえされている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえされている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえされている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえされている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえされている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえされている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえされている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえざれている。ここまで来ると、暦は大麻の従的・補助とさえば、

句読点を加えた。
*別用文及び参考文献の表題は、筆者により適宜新字に改め、

もて、感謝の意を表す次第である。 *本研究はJSPS科研費18K00092の助成を受けた。ここに記

(しもむら いくよ・本学経済学部非常勤講師)

年、一二―一五頁。 小池淳一「『お化け暦』の発生と展開」『歴博』第二一〇号、二〇一八

研究は、筆者の論文(下村育世「昭和戦前期の頒暦――神宮大麻とのて執筆され教学的見地を有するものといえるが、神宮の暦についての西内が皇學館大学教授、鈴木が神宮禰宜在職時に神宮研究の一環とし一一八――三一頁。鈴木義一「頒布大麻及び暦について」『神宮・明治2 西内雅「神宮暦の研究」『神道史研究』第一一巻第三号、一九六三年、2 西内雅「神宮暦の研究」『神道史研究』第一一巻第三号、一九六三年、

- なお西内の示した頒暦数には、 関連から」『東洋大学人間科学総合研究所紀要』第二〇号、二〇一八年、 一六七―一八四頁)で触れたことを除き、管見の限りこれらのみである。 (注5参照)からも正確であると考える。 数値の典拠元の記載がないが、
- の文明開化』大修館書店、一九九四年が挙げられる。一般に改暦前後 期で記述を終え、後の動向に十分な関心を払わない傾向があった。 荒川敏彦・下村育世「戦後日本における暦の再編(2)――「官暦」 改暦に着目した研究の典型例として、岡田芳朗 『明治改暦
- 二〇一八年でも触れている。 編(4)――官暦の流通の地域的偏り」(『千葉商大紀要』第五五巻第 八七―九九頁)及び、荒川敏彦・下村育世「戦後日本における暦の再 の頒曆状況について」(『千葉商大紀要』第五二巻第二号、二〇一五年、 一号、二〇一七年、四七―六四頁)。加えて、下村、 前揭論文、
- 考にした。 昭和一八年以降の数値は、神宮司庁広報室編『瑞垣』第一六三号 麻及暦頒布統計表』・『神宮大麻及暦拝受統計表』・『瑞垣』に拠っている。 たが、中西正幸『神宮大麻の歴史と意義』神社本庁、一九九八年も参 (一九九三年一月、八一一八五頁) に拠る。 大麻の頒布数も同史料に拠っ 頒暦数については、神宮司庁編『神宮便覧』、神宮神部署編 『神宮大
- などである。 外地とは、 これらの地域にも暦と大麻を頒布していた。 朝鮮、 台湾、満州関東州、南洋、樺太、ハワイ、 居留地
- 注5参照。
- の頒布数の数値は同一である。 宮便覧』の「昭和三年」と、『神宮大麻及暦頒布統計表』の「昭和三年度 麻及暦拝受統計表』・『瑞垣』には年度で表記されている。しかし『神 例えば『神宮便覧』には年で、『神宮大麻及暦頒布統計表』・『神宮大
- 頒布が修了したので、昭和十二年二月二十五日午前十一時神宮神部署 第一分室において神宮大麻及暦製造修了祭を、 こに理由がある。『瑞垣』第二一号(神宮神部署編、 めに前年から製造を開始し備える必要があった。年度で捉えるのはそ 神宮神部署は製造と頒布を管掌したため、 「神宮神部署にて昭和十一年度神宮大麻及暦の奉製並に ある年の暦を用意するた 同年三月一日午前十時 昭和一二年五月、

- 執行した」とあり、 内宮神楽殿において神宮大麻及暦頒布終了奉告祭を、それぞれ 昭和十一年度に昭和十二年暦を製造頒布していた
- と社会』思文閣出版、二〇一八年、 ジョン・ブリーン「近代天皇制と大麻問題」 を迎へるにあたり」『神社本庁教学研究所紀要』第一〇号、二〇〇五年、 一八五頁。このような立場に拠らず、社会史的立場から研究した論文に、 頒布の諸相」『明治聖徳記念学会紀要』四九巻、二〇一二年、一六五― 九六号、一九七二年。藤本頼生「地方神職会会報にみられる神宮大麻 五〇九—五二四頁。神宮司庁『瑞垣 神宮大麻全国頒布百周年記念号。 一七三―二三一頁。神社本庁教学研究所編「毎年頒布の理由-宮大麻頒布の歴史」『神社本庁教学研究所紀要』第九号、二〇〇四年、 宮大麻の歴史と意義』神社本庁、一九九八年。神社本庁教学研究所編「神 大麻の研究は、教学的観点からなされることが多い。中西正幸 戦後の神宮暦の頒布数も、 昭和一八年のそれを超えた年はない。 四〇五―四三三頁) (高木博志編 『近代天皇制 がある。
- 西内、 前揭論文。
- 13 12 下村、前掲論文、二〇一八年。
- と。下村、前掲論文、二〇一八年。 戦前の麻暦の頒布制度や体制の変遷史については、以下を参照のこ
- 15 立公文書館所蔵。藤岡好古以下の来歴については、『神道人名辞典』 『任免裁可書』大正元年·任免巻二十二、任B○○六五三一○○、 神

社新報社、一九五五年)を参照した。

- を語る 全国神職会沿革史要』神社本庁教学研究所、 されていないが、「私の局長時代に神宮神部署支署を半分廃止して半分 四〇―四一頁(神祇院教務局調査課昭和一七年刊と全国神職会昭和 だけ残した」とあることから、 一〇年刊の複製合本)。なお本文には佐上による回顧談であることは記 神祇院編・全国神職会編『近代神社行政史研究叢書V 同時期に神社局長の任にあった佐上と 二〇〇四年、 神社局時代
- 神職会に頒布委嘱される直前に行なわれた調査であり、道府県ごとの 査「神宮大麻及暦頒布方法改善ニ関スル調」が掲載されている。 『神社協会雑誌』(大正一三年一〇月)には、内務省神社局による調

22 21 20 19

法が示されているが、逆に言うと各地で頒布の仕方は異なっていたこ 当時の麻暦の頒布方法が記されている。各地の工夫をこらした頒布方

なる神様であるかを人々は意識していなかったとする。 柳田国男は『先祖の話』(一九四六年)のなかで、神棚 の神様がいか

ブリーン、前掲論文、二〇一八年。 神宮神部署編『瑞垣』第一五号、昭和一〇年一〇月、一八—二一頁。 とはよろしくない。たしかに一国の宗廟を拝むものと心得よと、 改良であって、事実は少なくとも以前にはなかったことである(『柳 と、漠然とそう思っていただけであった。そういういい加減なこ 田国男全集』一三巻 (文庫版)、筑摩書房、 いったような勧説は行なわれているが、それはまったく新しい大 いるから、大方はこの大小両処の神を拝むことになるのであろう の氏神社からも御札が渡り、それを神棚の上に納めることにして たのである。ただ年の暮には伊勢の御祓の札が配られ、また土地 神棚の神様は、実は何様であるかをはっきりと意識していなか 一九九〇年、四八頁)。

昭和八年一二月、三五頁)であったことを考えると、 立つ。ただし各道府県により内訳は様々であり、従事者にその他の公 の増加が見られ、その他の公務員に分類される頒布従事者の増加が目 七年度の従事者の計が三五、一二四人(神宮神部署編『瑞垣』第八号、 務員がいない県も多い。 神宮神部署編『瑞垣』第一九号、 神宮神部署編 『瑞垣』第二〇号、昭和一二年二月、二二頁。 昭和一一年一一月、一九頁。昭和 短期間に従事者

神宮神部署編『神宮大麻及暦頒布関係例規』 昭和九年

同前。

神宮神部署編、前掲『瑞垣』第一九号、 九頁。

が発されている。 例えば大正九年一一月一日付で神社局長から北海道庁長官・府県知 宛に「神宮大麻暦頒布普及方ノ件」とする通牒(神司社第六六号

神宮神部署編、 前揭『神宮大麻及暦頒布関係例規』

28 27 『秋田県報』第一八五号、昭和三年一〇月一九日

『秋田県報』、『京都府公報』を参照

30 神宮神部署編、前掲 『神宮大麻及暦頒布関係例規』。

神宮神部署編『瑞垣』第二一号、昭和一二年五月、

正暦であるという認識を人々に植え付ける機能はあったといえる(神 あまりなかったとされるが、公立の学校教育を通じて神宮の暦こそが するという寄贈暦という制度は以前からあった。頒曆数伸長の効果は 宮神部署編、 ただし道府県庁、市役所、 の知識の啓発に資する小学校や中等以上の公立学校などに暦を寄贈 前掲『神宮大麻及暦頒布関係例規』)。 町村役場といった頒布を援助する機関や、

神宮神部署編、前掲『神宮大麻及暦頒布関係例規』。

神宮神部署編『瑞垣』第三号、昭和七年三月、四四頁

「神宮大麻及暦頒布始奉告祭」のことか。

布ノ状況」年不明、神宮文庫所蔵 鹿児島県神職会「頒布実際ニ就テ参考実例 昭和七年度大麻及暦

37 二階堂村役場・二階堂村内小学校「大麻及暦のこと」、年記無し、 ださい」と注意書きがされている。村役場と小学校を介して配布され できる。四枚刷りのチラシ様のもので、「ぜひ、おはりまで、 と文中にあることから、「昨年」を昭和一一年、出版年を一二年と比定 受の割合は、〔略〕わが奈良県は、四割三分で尻から十番目であります」 宮文庫所蔵。本資料には出版年の掲載はないが、「昨年に於ける大麻拝 たと考えられる。 およみく

作成した原稿の写しである。 布式等に自らが参列・挨拶した様子についての講話を行なうにあたり 神宮神部署署長・遠山正雄が昭和八年一一月三〇日、同年の各県の頒 「神宮大麻及曆頒布状況視察談」昭和八年、神宮文庫所蔵。 本史料は

なく大麻奉斎 第八○六号、昭和一七年二月一一日、二頁。「町会隣組を通じて 「神宮大麻奉斎の普及は先づ家庭祭祀の徹底化が急務」『皇国時報 「神宮大麻の奉斎」『市政週報』第一三七号、昭和一六年、 帝都の頒布方法決る」『中外日報』昭和一六年一〇月一 六—七頁。

樋浦郷子 赤澤史朗 戦前の大麻の頒布にかかわる研究としては、ブリーンの前掲論文や 『神社・学校・植民地』(京都大学学術出版会、二〇一三年 『近代日本の思想動員と宗教統制』(校倉書房、一九八五年)

- などがある。
- 42 「皇紀二千六百年を期し大麻の全戸頒布に邁進」 日、九頁。 昭 和一 四年一二月
- 以下、佐賀県の麻暦頒布率については、 注 5。
- いる。 管見の限り、 昭和一七年度までの道府県別での頒布成績が判明して
- 45 報委員会で編集、内閣印刷局から創刊され、 局により発刊されている。三四 『週報』は、昭和一一年一〇月一四日に官報の付録として、 昭和一五年には内閣情
- ブリーン、前掲論文、二〇一八年。
- 倉沢愛子他編 —二六八頁。 島薗進「抵抗の宗教/協力の宗教― 『日常生活の中の総力戦』岩波書店、二〇〇六年、二三九 -戦時期創価教育学会の変容
- 二五頁。
- 三九頁。
- 50 昭和一六年一二月二一日、二—三頁。 長澤九一郎 「祖孫一体のまつろひ(三)」『皇国時報』第八〇一号
- 51 「迷信記載の暦を発禁 大安や仏滅などを一切追放」(『朝日新聞』 東 二面)、「六曜九星の迷信に 『断』」 (『京都日出新聞』 昭和一六年六月一日 三面)など。 暦発禁に 十干十二支は残す」(『読売新聞』夕刊、昭和一六年六月一日、 京夕刊、昭和一六年六月一日、二面)や、「『日の迷信』抹殺――街の
- 52 一一般民間暦の禁止で [月一九日、 三面。 神宮暦の希望激増」 『中外日報』 昭 和一七年
- 第七九二号、昭和一六年九月二一日、九頁)、「家庭の中心となる神棚 「リーフレット『神棚奉斎の仕方』神祇院教務局で出版」(『皇国時報 牧野秀『実践皇民道』修養団、昭和一四年、一六九—一七〇頁。 。まつり方」(『京都日出新聞』昭和一六年一二月一〇日、 四面)など。
- 『中外日報』 一昭和一九年一二月二九日、 、五面
- 昭和一九年、一二二頁
- 57 56 55 54 年五月)、松山常次郎「宗教運動 キリスト教陣営からは、松山常次郎『大麻と神棚の問題』 神社問題と基督教」(内務省警保局保 (昭和

- を明示せる』 真宗からは、 『特高月報』昭和一三年八月、一一七一一二一頁)など。 (竹下学寮出版部、 伊藤義賢『神社と真宗教徒――根本的にして最後の帰結 昭和九年) など。 浄土
- ブリーン、前掲論文、二〇一八年。
- 島薗、前掲論文、二〇〇六年。

59 58

61 60

- ブリーン、前掲論文、二〇一八年。
- ○月一四日、 「大麻奉斎の徹底 三重。 天主教長崎教区の決議」 『中外日報』 昭和一六年

- 67 昭和一九年一月、一〇二頁。同年二月、一一〇—一一一頁。 66 九八—一〇〇頁。 67 松山、前掲、昭和一三年八月。 68 一四頁。 神宮大麻及暦頒布始奉告祭の後の頒布事務談合会にて、 神宮神部 同年三月
- 69 署長による挨拶の中の言葉(神宮神部署編『瑞垣』第二〇号、 一二年二月)。 昭和
- 二階堂村役場・二階堂村内小学校、
- 71 平山清次『暦法及時報』(恒星社、昭和一三年)などを参照のこと。
- すず』第五二一号、二〇〇四年、二八―四四頁。 原武史「戦中期の〈時間支配〉―― 『可視化された帝国』補論」『み
- 72 二〇〇五年九月、七三—一〇五頁。 戦時科学史的視点からの暦学研究の試み」『東洋研究』 小林春樹「大政翼賛会興亜局編纂の『暦法調査資料』について-第一五六号、
- 73 同前、一〇二頁。
- 75 「暦法の改良に就て(一)~ 「東洋暦確立に 日本独自の編暦が急務 (六)」『中外日報』五~一〇日、 暦は今も英米依存」、
- れ一面に掲載されている。
- 昭和一七年九月号の再録)。 荒木俊馬『科学論藪』恒星社、一九四三年、二六一—二六二頁 (『現代

に達したと認識されたことをよく示している。

第八○六号、昭和一七年二月一一日、二頁。 第八○六号、昭和一七年二月一一日、二頁。 一神宮大麻奉斎の普及は先づ家庭祭祀の徹底化が急務」『皇国時

掲『瑞垣』第一六三号)。 略本暦の頒暦数は約七五万部まで落ち込んだ(神宮司庁広報室編、前略本暦の頒暦数は約七五万部まで落ち込んだ(神宮司庁広報室編、前の誤植が多いのに注意されたい。昭和二○年度より、記事の通り、新の誤植が多いのに注意されたい。昭和二○年度より、記事の通り、新の誤植が多いのに注意されたい。昭和二○年度より、記事の通り、新の誤植が多いのに注意されたい。昭和二○年度より、記事の通り、新の誤植が多いのに注意されたい。昭和二○年度より、記事の通り、新の誤植が多いのに注意されたい。

80 原、前掲論文、四二頁。

81 今野真「十五年戦争と旧暦の否定――秋田県本荘町『志村日記』を中心に」『仙台電波工業高等専門学校研究紀要』第三一号、二〇〇一年、一二七十一三四頁。

22 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例からも22 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例からも22 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例からも22 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例からも22 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例からも22 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例からも22 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例から見ても、極み2 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例から見ても、極み2 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例から見ても、極み2 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例から見ても、極み2 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例から見ても、極み2 大麻のみへの言及という点で限定的であるが、これは次の例から見ても、極み2 大麻のみへの言及という点では、1000円に対している。